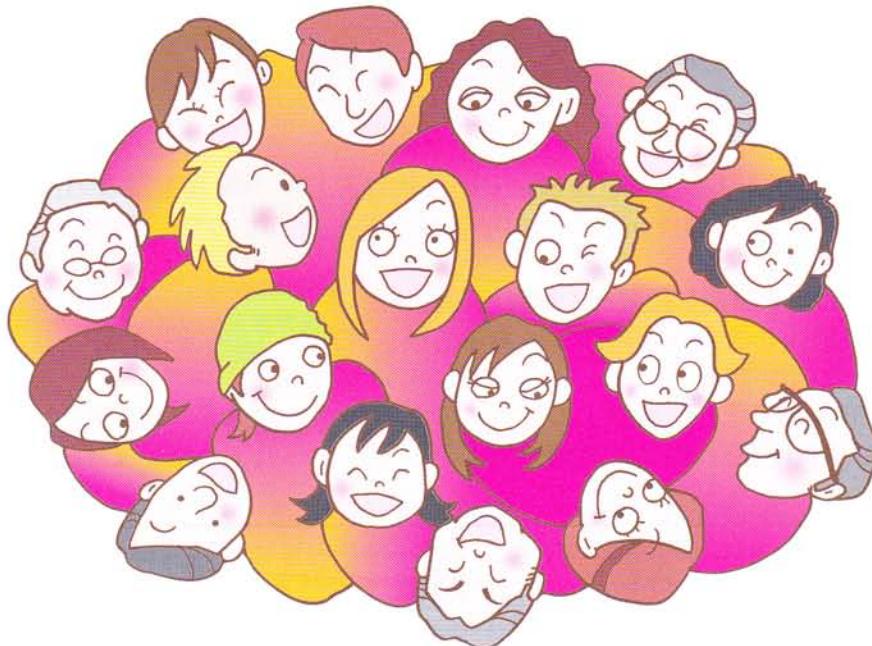


# 青少年のための社会環境健全化に 力を合わせましょう

～ 平成 22 年度社会環境実態調査結果概要 ～



神奈川県では、青少年の健全育成に大きな影響を与えていたる各種営業等の実態を明らかにするとともに、今後の青少年行政を進める上で基本的なデータを収集することにより、地域の青少年を取り巻く社会環境健全化推進の取組に資するために、昭和 51 年度から「社会環境実態調査」を実施しています。

平成 22 年度は、カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶を対象として、市町村や地域で青少年の健全育成、社会環境健全化に取り組まれている皆様のご協力により調査を実施しました。

ご協力をいただきました関係者の皆さんに厚くお礼申し上げます。

この調査結果を地域や業界の日ごろの社会環境健全化に向けた取組の参考にしていただければ幸いです。

平成 23 年 2 月

神奈川県県民局青少年部青少年課

# 社会環境実態調査結果概要

## ◆調査期間◆

平成 22 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで

(内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る活動の一環として実施)

## ◆調査方法◆

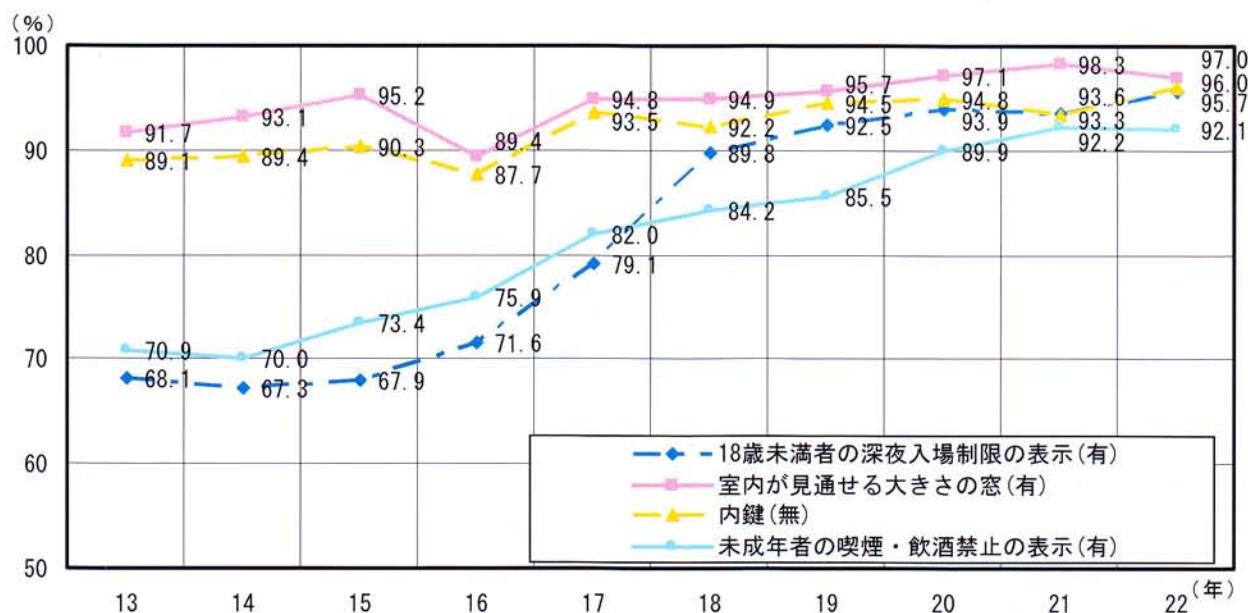
各市町村で青少年の健全育成、環境健全化に取り組まれている青少年指導員等地域の青少年育成組織の方々が管内の調査対象店舗を巡回して調査を行いました。

## カラオケボックス実態調査結果 (平成 2 年 調査開始)

調査実施店舗 329 店のうち、条例に基づく措置として「18 歳未満者の深夜入場制限の表示」を行っている店舗は 95.7% (前年 93.6%) となっており、前年を若干上回りました。

また、業界の自主規制等に基づく措置の実施状況は、

- ・ 「室内が見通せる大きさの窓」のある店舗 97.0% (前年 98.3%)
  - ・ 「内鍵」のない店舗 96.0% (前年 93.3%)
  - ・ 「未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示」のある店舗 92.1% (前年 92.2%)
- となっており、「内鍵」のない店舗を除くと前年に比べ低下しています。



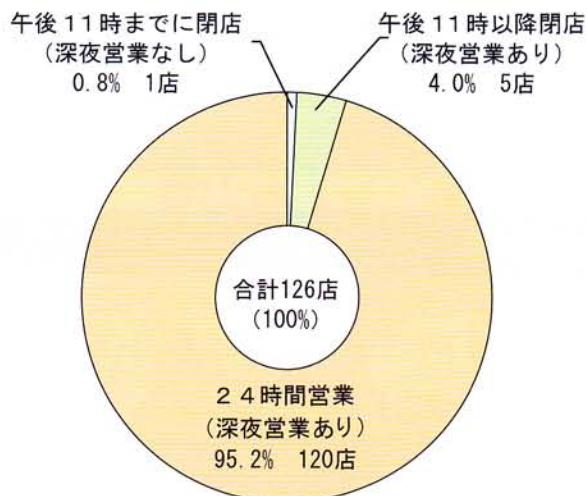
カラオケボックスでは、神奈川県青少年保護育成条例(以下「条例」といいます。)により、深夜(午後 11 時から午前 4 時までの間)、青少年(条例では小学生以上 18 歳未満の者をいう。)を当該施設に立ち入らせてはならず、また、施設の経営者は、入口の見やすいところに青少年の深夜立入制限の掲示をしなければなりません。

また、業界の自主規制として、神奈川県カラオケスタジオ協議会(任意加入)では、年齢の確認、利用時間の制限(16歳未満は6時以降18歳未満は10時以降ただし11時までは保護者同伴の場合は認める)、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など(日本カラオケスタジオ協会製作自主規制基準より)の取組が行われています。

# インターネットカフェ・まんが喫茶 実態調査結果 (平成 18 年 調査開始)



調査実施店舗 126 店の深夜営業の状況は、「24 時間営業（深夜営業あり）」が 95.2%（120 店）と大半を占めています。



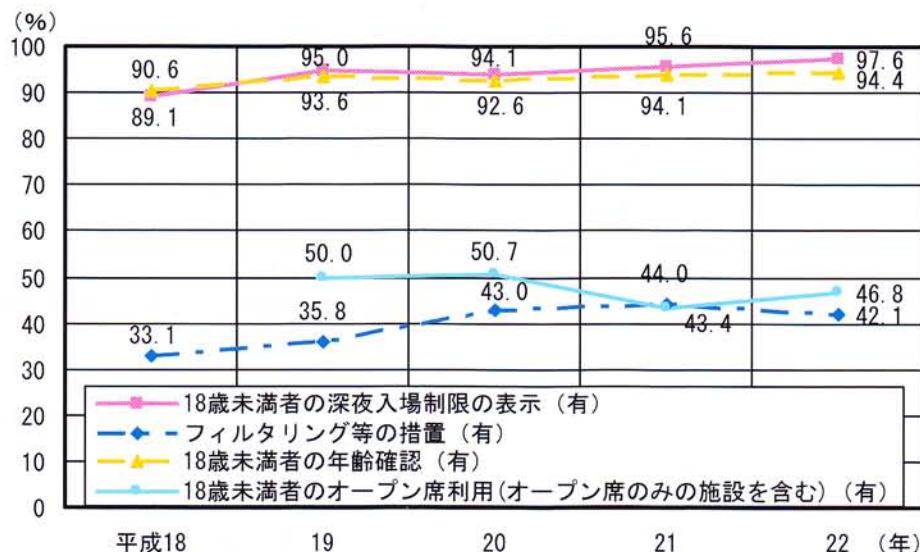
インターネットカフェ・まんが喫茶では、条例により、深夜(午後 11 時から午前 4 時までの間)、青少年(条例では小学生以上 18 歳未満の者をいう。)を当該施設に立ち入らせてはならず、また、施設の経営者は、入口の見やすいところに青少年の深夜立入制限の掲示をしなければなりません。

※営業時間は、平日の主な営業時間をいう

調査実施店舗 126 店のうち、条例に基づく措置として「18 歳未満者の深夜入場制限の表示」を行っている店舗は 97.6%（前年 95.6%）と若干の改善がみられましたが、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は 42.1%（前年 44.0%）と低下しました。

また、調査実施店舗 126 店において、業界の自主規制等に基づく措置の実施状況は、

- ・ 「18 歳未満者の年齢確認」を行っている店舗 94.4%（前年 94.1%）
- ・ 「18 歳未満者のオープン席利用」（オープン席のみの施設を含む）を行っている店舗 46.8%（前年 43.4%）となっています。なお、本年度から調査を行っている「二人以上で利用できるブース席（ペアシート席等）」のある店舗は 92.1% となっています。



※「18 歳未満者のオープン席利用」については、平成 18 年は調査を実施していない

## 神奈川県青少年保護育成条例

この条例は、青少年の健全育成を阻害する行為を防止するため、昭和 30 年 1 月に制定したもので、青少年を取り巻く社会環境の変化に合わせ、社会環境実態調査の結果も参考とさせていただいて、これまで何回もの改正を重ねてきました。(この条例では、青少年とは小学生以上 18 歳未満の者をいいます。)

### 【平成 22 年度社会環境実態調査に関する規定】

#### ★深夜営業施設における青少年の立入制限（第 5 条の 2）

カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、深夜 11 時以降、青少年を立ち入りさせてはならない。

#### ★インターネットカフェにおけるパソコンへのフィルタリング（第 23 条の 2）

インターネットカフェなどでは、青少年がパソコンを利用する場合にはフィルタリング等により有害情報を閲覧できないように努めなければならない。

## 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

この条例は、青少年の喫煙や飲酒を保護者、事業者、県民、県が一体となって防止するため、平成 18 年 12 月に制定したものです。(この条例では、青少年は 20 歳未満の方をいいます。)

### 【平成 22 年度社会環境実態調査に関する規定】

#### ★販売店等における年齢確認の一層の徹底（第 8 条）

青少年と思われる客に対し、証明書の提示を求めて年齢を確認することを義務付けています。

#### ★自動販売機対策の推進（第 9 条）

たばこや酒類の自動販売機に青少年の利用を防止する措置を講じることを義務付けています。

## 青少年保護育成条例が改正されました（平成 23 年 4 月 1 日施行）

- ・ 社会全体で青少年の健全な育成に取り組むための基本理念や、関係者の責務を定めました。
- ・ 青少年の定義を、「小学生以上 18 歳未満」から「18 歳未満」に変更し、乳幼児を保護対象に追加しました。
- ・ 保護者は、日常生活上必要な場合などを除き、深夜に青少年を同伴して外出しないよう努めなければならないことを規定しました。
- ・ 個室性のある店舗の営業が青少年の健全な育成を阻害するおそれがある場合、知事が店舗を指定し、青少年を立ち入らせることや接客業務に従事させることを禁止できるようにしました。
- ・ 携帯電話インターネットの弊害を防止するため、フィルタリング解除理由の申出義務、インターネット接続を制限する機能等の活用、事業者の説明義務等を規定しました。
- ・ 青少年指導員など関係者の連携、協力を支援するための規定を設けました。

神奈川県県民局青少年部青少年課

この調査結果概要にかかるお問い合わせ、情報がありましたら

フリーダイヤル よいいくせい  
0120-041-191

受付時間 月～金曜日 8：30～17：15